

# 議会レポート

5月10日に開催された、議員研修にて、議員報酬、費用弁償、政務調査費等について説明がありました。住民の皆様にも少しでも議員の現状について知っていただくべくご報告いたします。

## 1. 議員報酬

三芳町議会議員の報酬は、下記の通りです。役職により異なっております。

議長	月額326,000円
副議長	月額272,000円
常任委員長	月額260,000円
常任副委員長	月額254,000円
議員	月額252,000円

ただし、この中から所得税、共済会掛金、互助会会費等65,000円～90,000円が引かれます。

## 2. 費用弁償

一律の費用弁償は、すでに廃止されています。現在は、交通費等の実費弁償になっています。

## 3. 政務調査費

三芳町では、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（一人も含む）に対して交付されます。交付額は、所属議員一人に対して月額5,000円です。

政務調査費の用途は、調査研究費、研修費、会議費、資料購入費、事務費として認められ、収支報告においてすべて領収書の添付が義務付けられています。

従って、当町においては近隣の市町村のような政務調査費の用途に関しては全く問題がないものと思われれます。

ちなみに隣の富士見市では、政務調査費は年額240,000円であり、当町の年額60,000円に比べると4倍にあたります。

しかし、一方で議員さんの中には、議員活動をする上で年額60,000円は少ないのではないだろうかという意見もあるようです。